

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年5月から同年6月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年7月12日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関16箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
東京事務所	令和6年5月17日	高橋委員	海老名委員
名古屋事務所	令和6年6月11日	奥山委員	松田委員
大阪事務所	令和6年6月12日	奥山委員	松田委員
病虫害防除所庄内支所	令和6年6月14日	奥山委員	松田委員
こころの医療センター	令和6年6月14日	奥山委員	松田委員
最上電気水道事務所	令和6年6月14日	高橋委員	海老名委員
鶴岡電気水道事務所	令和6年6月14日	高橋委員	海老名委員
農業総合研究センター養豚研究所	令和6年6月17日	奥山委員	松田委員
港湾事務所	令和6年6月17日	奥山委員	松田委員
農業総合研究センター水田農業研究所	令和6年6月17日	高橋委員	海老名委員
酒田電気水道事務所	令和6年6月17日	高橋委員	海老名委員
農林大学校	令和6年6月20日	奥山委員	松田委員
農業総合研究センター畜産研究所	令和6年6月20日	奥山委員	松田委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	令和6年6月20日	高橋委員	海老名委員
村山電気水道事務所	令和6年6月20日	高橋委員	海老名委員
河北病院	令和6年6月20日	高橋委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 村山電気水道事務所

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

令和5年度 朝日川水系発電所 道路除雪等業務委託 (その1)

検査日 令和5年5月31日

請求書受理日 令和5年8月31日

支払日 令和5年9月20日

支出額 1,334,300円

ロ 河北病院

(イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

a 納入の通知が納入の通知をすべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 3件 合計1,062,821円

主な事例は以下のとおり

行政財産使用料 (売店・自動販売機貸付料)

調定日 令和5年4月1日

納入通知をすべき日 令和5年4月1日

納入通知発行日 令和5年7月24日

調定額 417,228円

b 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 8件 合計285,826円

主な事例は以下のとおり

行政財産使用料 (売店・自動販売機に係る光熱水費等)

調定日 令和5年4月30日

納入通知をすべき日 令和5年4月30日

納入通知発行日 令和5年7月24日

調定額 80,083円

c 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 9件 合計24,810円

主な事例は以下のとおり

行政財産使用料 (洗濯設備に係る光熱水費等)

調定日 令和5年4月30日

納入通知をすべき日 令和5年4月30日

納入通知発行日 令和5年7月24日
調定額 5,347円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

- (イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（名古屋事務所）
- (ロ) 報酬、給与、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（こころの医療センター）

ロ 契約

- (イ) 契約書を作成する必要があるにもかかわらず契約締結時に作成していないもの（港湾事務所）
- (ロ) 建設工事請負契約において、工期の延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更手続きが行われていないもの（酒田電気水道事務所）